

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（第17回）

議事録

日時：令和5年3月15日(水) 13:00～14:40

場所：オンライン開催

議題：

- (1) 「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況について（報告）
- (2) 2022年度立入検査の実施状況及び2023年度立入検査の重点について（報告）
- (3) 規制の見直しについて（審議）
- (4) 液化石油ガス法に関する権限移譲について（報告）

議事内容：

○岡本室長 接続の調整に時間がかかってしまいまして定刻から5分程度遅れましたこと、まずおわびいたします。

それでは、ただいまから、第17回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

ガス安全室の岡本でございます。常日頃よりLPガスの保安行政に御支援、御協力いただきまして、ありがとうございます。

開催に当たりまして、事務局を代表して辻本技術総括・保安審議官から御挨拶をさせていただきます。

○辻本技術総括・保安審議官 皆さん、辻本でございます。

本日は大谷委員長をはじめ、お忙しい中御出席、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

この液化石油ガス小委員会、究極的には、いかに事故の発生をなくすかというところが一番重要なテーマだと思っています。事故を未然に防ぐためには、国、事業者、関係団体、今日御参画いただいた皆さんでありますけれども、みんなで協力して取り組むことが重要であります。その具体的なアクションプランである液化石油ガス安全高度化計画について、本日取組状況について御報告いたします。

併せまして、2022年度の立入検査の実施状況、また2023年度の検査の重点についても御報告させていただきます。

また規制の見直しについても、本日、テーマとなっております。3点ほどございます。後ほど事務局から説明いたしますけれども、バルクローリーの関係、デジタル対応をどうしていくかという点、離島・山間部において緊急時どう対応していくのかという点についても御審議をいただきたいと思います。

また、これまで小委員会で御討議いただいた関係でございますけれども、地方自治体さんの中での権限移譲につきまして、本年4月1日に施行される運びとなりました。これについても御報告いたします。

本日は何とぞよろしくお願いいたします。

○岡本室長　それでは、ここからの議事進行につきましては大谷委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○大谷委員長　大谷でございます。

本日は液化石油ガス小委員会に御参加いただきまして、ありがとうございます。

液化石油ガスは、皆さんよくお分かりのように安定的なエネルギー供給の一環を担うものということでございますので、いかに安全に使っていただけるかということが大事なことでと思います。

後ほど事故件数等の報告もございますけれども、私もリスクが専門ですので、リスクはゼロにはならないよということなのですが、いかに事故の発生を抑えて、皆さんに安心して使っていただけるかということが大事だと思っております。

本日も4件ほど議事がございますけれども、忌憚のない御意見をお寄せいただいて、安全で安定した供給というところに結びつくように皆様のお知恵を拝借したいと思いますので、よろしくお願いいたします。今言いましたように本日の議題は4件でございますけれども、効率的な議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から会議定足数の報告、資料についての確認をお願いいたします。

○岡本室長　まず初めに、茨城県防災・危機管理部長の山崎委員におかれましては、代理として同県の松本様が参加されております。その上で本日の会合は過半数の方に御出席いただいており、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日は委員の皆様にはコロナ感染症拡大防止のため、オンラインで御参加いただいておりますが、大谷委員長には会議室にお越しいただいております。

資料は事前に御連絡いたしましたURLに掲載しておりますので、URLから閲覧いただけますようお願いいたします。

報告は以上です。

○大谷委員長　それでは、議事を進めさせていただきたいと思いますが、今お話がありましたように会議室で参加していますので、ちょっとマスクのほうはということで失礼いたします。

それでは、議題1です。『液化石油ガス安全高度化計画2030』の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○岡本室長　それでは、資料1－1、液化石油ガス安全高度化計画の取組状況についてでございます。

次のスライドをお願いします。この計画につきましては安全高度化指標という数値目標に向けまして、国、事業者、関係団体が協働してアクションプランに沿って行動していくといったものでございます。

次のスライドをお願いします。まず、重大事故の状況でございます。過去5年間で4件発生してございます。幸い2022年は重大事故が発生いたしませんでした。

重大事故と申しますのは、私どものほうで区分分けをしておりますA、B、Cとあるのですが、そのB級以上ということでございます。B級は、例えば死者1名以上4名以下といった閾値を利用しまして、一義的に重大事故A、B、Cを区分しているというものでございます。

ただ、この区分によって事故に対する対応が変わるものではございませんでして、C級の事故であっても事故の詳細を御提出いただいて、事故の分析を行っていることを申し添えたいと思います。

それでは、次のスライドをお願いします。次に、安全指標の達成状況であります。この指標につきましては10年計画のうち5年目で中間評価を行うこととしておりますので、そこで実際に数値の比較を行うわけでございますけれども、2022年の事故数を並べてみると、御覧いただいているとおりでございます。一部未達成の部分がございまして、こちらを中間評価に向けて達成できるように、国、事業者、関係団体で取り組んでいくものと考えております。

次のスライドをお願いいたします。次に、具体的な取組を御紹介したいと思います。

まず一酸化炭素中毒事故についてでございますが、昨年7月に一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催いたしまして、関係省庁の方々にお集まりいただきました。そこで一酸化炭素中毒事故の動向とか、普及啓発活動について意見交換を行うとともに、所管する団体、業

界の方々への周知、注意喚起をお願いしたところでございます。

また、3月10日には「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について」という協力依頼文書を国土交通省に発出しております。こういったことで事故を未然に防ぐ取組を進めてまいりました。

次のスライドをお願いいたします。一酸化炭素中毒事故に関しましては講習テキストを作成・更新するとともに、講習の実施を行う。全国のLPガス販売事業者の方々を対象としたオンライン講習等でございます。

次のスライドをお願いします。次に、消費者の方々への注意喚起についてであります。消費者の方々に対しましては一酸化炭素中毒事故防止について、正しい利用、正しい点検・メンテナンスなどにつきまして、例えばリーフレットを使った広報活動とか、あとホームページによって周知したりとか、そのほか政府広報、メルマガといった媒体を使って周知、注意喚起を行いました。

次のスライドをお願いいたします。これはその一例でございます。こういったチラシを使って注意喚起、周知をさせていただきました。

また、食品衛生責任者の方々に対しましては厚生労働省に御協力いただきまして、メルマガ等の発出を行ったところでございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。次に、ガス警報器についてであります。ガス警報器につきまして、その重要性について周知いたしました。具体的な一例として関東産業保安監督部においては、関東液化石油ガス協議会主催の講習会、研修会におきまして、その場で職員が講義をし、周知活動をさせていただいております。

そのほか、例えば愛知県さんですと独自にチラシを作成し、配布をさせていただいている。このような実績がございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。他工事事故の対策でございます。「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」という協力依頼文書を、3月10日に関係省庁に発出しております。引き続き他工事事故の防止に取り組んでまいります。

次のスライドをお願いいたします。質量販売でございます。質量販売につきましては昨年7月、制度を改正し、現在新たな制度の下、運用が行われております。

次のスライドをお願いいたします。水害対策であります。LPガスの容器が大雨、また洪水などによって流れ出てしまうことは危険な状況でございますので、そちらに関する注意喚起をさせていただきました。

次のスライドをお願いいたします。また雪害についても同様でございまして、屋根に積もった雪が軒下にあるＬＰガス容器に損傷を与えた場合にガス漏れ等が発生いたしますので、そういうことがないように注意喚起をさせていただきました。

次のスライドをお願いいたします。技術総括・保安審議官表彰であります。この表彰を昨年10月27日に行っております。全国のＬＰガス販売事業者の方々と、保安の取組に積極的に貢献されている方などを対象といたしております。

次のスライドをお願いいたします。行政機関向け講習であります。こちら最後の議題で改めて御報告いたしますけれども、都道府県知事の権限が政令指定都市の長に移譲されます。それに付随しまして、政令指定都市における職員の方々が円滑に液化石油ガスの保安業務に取り組めるように2021年度、それから2022年度に研修会、講習会を開催させていただきました。今後は従前から行っている自治体の方、監督部の方を対象とした研修に、政令指定都市の職員の方にも参加していただくことを予定しております。後ほど立入検査のところでも触れますけれども、職員の保安に関する知識を維持向上させていくことは非常に重要なことかと思っておりますので、こういった場を引き続き活用し、取り組んでまいりたいと考えております。

次のスライドをお願いいたします。販売事業者の方々に対する講習といたしましては、eラーニングを使った講習を実施しております。また保安業務ガイドというものを私ども作成しておりますけれども、ここに新たに始まった制度とか、改正された制度を順次追記いたしまして、最新のものを準備する予定としております。

私からは以上でございます。

○大谷委員長     ありがとうございました。

それでは、続きまして、各団体の取組状況について御報告いただきたいと思いますので、まず一般社団法人全国ＬＰガス協会様より説明をお願いいたします。

○村田オブザーバー     全国ＬＰガス協会専務理事の村田でございます。

それでは、当協会の取組状況につきまして御説明いたします。

次のスライドをお願いいたします。私どもでは国の液化石油ガス安全高度化計画2030のアクションプランと一体的に展開するということで、ＬＰガス安心サポート推進運動と銘打って活動いたしております。

運動の期間は5年ということになっております。国の安全高度化計画は10年スパンでございしますが、こちらは5年ごとの見直しになっているので、私どもは5年にしているとい

うことでございます。

目標は、国の安全高度化計画の目標と合わせておりまして、御覧のとおりでございます。

運動の概要も国の計画と一体的に展開するということで、安全高度化目標に合わせてございます。

具体的な進捗状況の管理や進め方でございますが、アクション全体の進捗は数字で把握することになっておりまして、重点取組事項といたしまして業務用施設ガス警報器連動遮断の推進、それと業務用換気警報器の設置促進、それと近年、災害時におきまして大変問題になっております災害対策として軒先容器の流出防止対策の徹底、この3点を重点的に展開しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。右側に赤く囲っておりますけれども、赤く記述している3点が重点項目でございます。

次のスライドをお願いいたします。

事故対策でございますが、消費者に起因する事故対策。特にCO中毒の事故防止対策でございます。CO中毒の件数でございますが、2011年から2020年、大体1件当たり2.9人という件数でございました。2021年から2022年にかけてはゼロ件ということで、このところは発生していないという状況になっております。

ただ、一旦発生いたしますと、特に業務用施設におきましては1件当たりの発生数の割合が高い傾向にあるということで、業務用の換気警報器設置を促進する等の対策が必要だと考えております。こういうことから消費者の方々にも正しい知識や危険性について十分理解いただくことが重要でございますので、経済産業省とも協力いたしまして、ここに書いてありますような各団体と連携を取って、チラシ、メルマガ等による周知啓発を引き続き実施しております。

下のグラフにありますように特別周知率といいまして、業務用施設に対しまして法定の周知を実施した上で、さらに別の周知を実施した場合の割合でございますが、法定周知以外の特別周知率もわずかながら上昇してきている傾向で、効果が出てきているのかなと考えております。

次のスライドをお願いいたします。これは実際の周知のチラシ、それからメルマガの例でございます、こういったものを使ってやっているということでございます。

次のスライドをお願いいたします。消費者に起因する事故対策（ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策）でございます。業務用施設におきましては安全機器が必ずしも

全部組み込まれていないような燃焼器もあるため、ガス警報器とメーターを連動させてガスを遮断するシステムの普及促進が大変重要だと思っております。

ガス警報器工業会の御協力もございまして、各地で販売事業所向け講習会を実施することとしまして、連動遮断型ガス警報器の設置促進を行うことにしております。

また、都道府県協会の事例としまして消防機関と協力いたしまして、ここに例示として示しましたようなクリアファイルを消費者に配布しまして、ガス警報器の設置促進を図っているところでございます。

右側でございますが、いわゆるメーター連動率も徐々にではございますが、上がってきているという状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。次は、販売事業者に起因する事故対策（設備対策）でございます。調整器、高圧ホース等、長年使っておりますと漏えい事故が発生するリスクがございます。

したがいまして、販売事業者は機器の期限管理を徹底して、期限内の交換に取り組んでいるところでございます。

さらに安全性を高めるために、令和4年より高圧ホースの製造につきましては全てガス放出防止型といたしまして、交換時にはガス放出防止型ホースに順次変更される運びになっております。近年は、いわゆる7年、10年、経過しているものの割合も着実に低下してきている状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。次は、販売事業者に起因する事故対策（その他事故防止対策）でございます。ここでございますように、2011年から2020年にかけては年間大体33件という件数でございました。ところが昨今、2021年から2022年にかけては年間68件で約倍増ということでございまして、大変増加傾向になっております。

したがいまして、一般消費者及び工事業者に向けまして、実際に何か工事をするときには、LPガス販売事業者連絡をしてほしいといった内容の法定周知文書等を入れまして、本年より周知を図っているところでございます。また法定周知以外にも活用できるよう、LPガス安全委員会においてチラシを作成しまして、来年度から配布ができるように準備を進めているところでございます。

なお、対策の一例としまして、埋設管明示シールを貼付しまして注意喚起を行っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。その他の事故防止対策の続きでございますが、設置

後20年を経過するバルク貯槽の入替工事がピークを迎えておりまして、設置から20年もちますと設置場所の環境も変化しまして、それを踏まえた工事計画に基づきまして、法令違反にならないように期限内に作業を完了する必要があると考えております。

したがいまして、入替工事につきましては日本エルピーガスプラント協会が主催します入替事例、維持管理の注意点を促すような講習会を実施しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。次は、自然災害対策でございます。地震・水害・雪害対策等でございます。これにつきましては、いざ発生した場合には速やかに実際の状況を把握し対応を取れるようにする必要がございます。復旧に必要な設備や機器等が不足するおそれがある場合、あるいは被災地以外の都道府県LPガス協会への協力要請が必要と認められる場合には、こういった対応の連携が取れるように、速やかに中央連絡会議を設置することになっております。これにつきましては、関係団体と要綱や役割等について共有を図るような取組を行っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。2021年6月の省令改正におきまして、洪水浸水想定区域等で1m以上の浸水が想定される地域の消費先に設置されております充てん容器に対しまして、流出防止の措置を講ずることが義務づけをされております。2024年6月までは従前措置の対応が認められておりまして、2024年6月までに完了を目指すということで、現在取り組んでいるところでございます。

昨年度は消費者向けにチラシを作成いたしまして、容器流出措置が早期に、かつ適切に実施できるように対策を図ったところでございまして、本年度につきましては取組状況の把握を目指すということになっております。次年度は実数の把握を行いまして2024年6月までに完了を目指す段取りでございます。

次のスライドをお願いいたします。次は、雪害の関係でございます。雪害の関係は大体2011年から2020年にかけて年間30件近くと若干減っておりますけれども、依然として年間発生が出ているところでございます。特に積雪、また除雪ミスに伴います調整器、供給管等の損傷がガス漏れ等の発生原因になるということございまして、一般消費者等への注意喚起が大事になっております。

雪害事故につきましては調整器や高圧ホースの折損事故が多く発生しておりますので、例えば雪囲いなどの対策が難しいところにおきましては、新設時や設備交換時に配管に調整器を直接接続するとか、あるいはガス放出防止型機能付のホースにするといった対応を図っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。保安基盤の確保の関係でございます。現場の実態に応じてどういうリスクがあるか、異なるリスクを把握・認識いたしまして適切な対策が取れるように、継続して実施するためのリスクマネジメントの考え方を取りまして、リスク管理の徹底を図ることとしております。具体的には販売事業者が自主保安活動チェックシートを活用しまして、自己診断を行いまして、自主保安の状況を客観的に認識しまして、保安レベルの向上に活用する活動を継続して行っているところでございます。今後もこの継続活動を積極的に進めたいと考えております。

次のスライドをお願いいたします。通信技術の進歩によりまして、LPWA、メーターを利用した集中監視等の新しい技術保安の方法が開始されております。今後集中監視を活用しました安全性の向上におきまして一層の普及を図るとともに、認定販売事業者制度における資格取得の推進を図ることで保安の高度化を目指すこととしております。

LP業界におきましては、御案内のようにカーボンニュートラル対応ということで、省エネの意識も高めなくてはならないことになっておりまして、こういったことから新しい技術の活用が進むことが予想されます。

したがって、こういった集中監視システムの発展とともに、保安確保の新しいフェーズに入っていくものと考えております。ここにございますように、集中監視システムの設置率も徐々に上がってきているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。まとめで今後の取組でございます。先ほど来申し上げていますように業務用換気警報器の設置促進、それから業務用施設ガス警報器連動遮断の推進、それと軒先容器の二重掛け等流出防止、この3点を重点的に取り組みましてアクションプランを遂行いたしまして、保安確保に努めてまいりたいと思っております。

また近年、非常に増加しております他工事対策につきましては関係団体の協力を得まして、周知等を引き続き行ってまいります。引き続きよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大谷委員長      ありがとうございました。

続いて、高压ガス保安協会様より御説明をお願いいたします。

○近藤委員      特別民間法人高压ガス保安協会会長の近藤でございます。

それでは、資料1―3、「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況についてという資料に沿いまして、御説明をさせていただきます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。私どもKHKがやる役割、活動が5つございます。

2 ページの右側にございますように、L P ガスの保安情報の説明会等による情報提供でございますとか、L P ガス安全委員会による消費者、販売事業者への周知啓発、各種講習の実施、教育用の書籍作成、頒布等による保安教育の支援、L P ガス設備、器具に関するKHK自主基準の作成・頒布。それから5番目に、ガス漏れ警報器の自主検定の実施等による保安確保。この5つについて順を追って説明させていただきます。

KHKは高圧ガス保安を目的とする特別民間法人でございまして、この分野のエキスパートを自負しているところでございます。L P ガスと高圧ガスの分野で保安向上のための活動を行っているところでございます。

スライド3をお開きいただけますでしょうか。L P ガス保安情報説明会等による情報提供でございます。2004年から毎年秋に開催してまいりましたL P ガス保安情報説明会におきまして、今年度も近年の事故統計資料を紹介いたしまして、火災事故、CO中毒事故を含む事故の傾向についての情報提供を行っております。2021年及び2022年は雪害事故件数が増加したこともございまして、雪害事故の対策についても周知いたしました。

なお、この説明会は2021年度からオンデマンドによる開催としております。オンデマンド開催することによりまして時間と場所を問わず聴講ができるほか、講義を繰り返し見ることができるなど、聴講者への利便性を高めております。また経済産業省主催のCO中毒事故連絡会議におきまして、L P ガスの使用に係るCO中毒事故の情報提供を行っております。さらに今年度は茨城県からの依頼によりまして、茨城県内の8会場におきましてL P ガス事故の情報提供を行ったほか、民間企業に対しても講演会を行うなど、安全意識向上のための周知啓発活動を行っているところでございます。

KHKといたしましては、依頼をいただきましたら各種講習会での講演でございますとか、機関誌への投稿、事故情報の提供といったことも実施してまいりますので、御活用いただけたらと思っているところでございます。

スライド4を御覧いただきます。これはL P ガスの消費者に起因する大規模災害が2020年に福島県において、2021年に秋田県において発生いたしました。KHK役職員を事故現場へ派遣調査する活動を実施しましたが、2022年はこのような大規模な災害は発生しておりません。

ただ、参考までに、高圧ガス保安法の適用を受ける事業者に係る爆発火災事故に関する

取組を紹介させていただきます。スライド4ページでございます。昨年9月に愛知県豊田市におきまして、移動中の容器の落下による爆発火災事故が発生いたしました。1名の若い人命が失われました。容器の積載方法が不適切であったため荷崩れを起こし、容器が路上に落下、L Pガスが漏えいし、何らかの着火源により爆発火災に至ったと推定しております。KHKは発生翌日から役職員3名を現地入りさせまして調査活動を実施し、その結果を分析して経済産業省へ報告しております。この事故につきましてはKHKのウェブサイトにおいて概要、再発防止対策の注意喚起を行ったほか、公益社団法人全日本トラック協会及び各地域防災協議会へ概要、再発防止対策について通知を実施し、周知をしているところでございます。また、このような事故を二度と繰り返さないために、早急に事故の内容を踏まえた移動の基準を検証すべきということを今提言しているところでございます。

スライド5ページを御覧いただきます。L Pガス安全委員会による消費者、販売事業者等への周知啓発についてでございます。

KHKではCO中毒事故を防止するため、業務用施設などに対する安全意識向上を目的に、L Pガス安全委員会を通じた活動を行っております。この委員会は飲食店を含む消費者に対しまして、L Pガスの正しい使い方などの周知啓発を目的としております。KHKはこの委員会の事務局といたしましてパンフレットを作成し、事故防止の周知を行っております。例年作成・配布をしているパンフレットに加えまして、近年の水害事故、雪害事故の増加への対応といたしまして、今年度は新たに水害時、雪害時の注意事項をまとめたパンフレットを作成・配布しております。

スライド6ページを御覧いただきます。各種講習の実施、教育用の書籍作成・頒布等による保安教育の支援でございます。

具体的には液化石油ガス法に基づく事業といたしまして、液化石油ガス設備士に関する講習など12種類の法定講習を実施しております。これら講習につきましては、2022年度からオンライン講習へと切替えをスタートさせてございます。2024年度までには全てオンライン講習へ移行する予定としております。こちらの講習につきましてもオンデマンド方式を採用しておりますので、時間と場所を問わず聴講ができるなど、聴講者への利便性を高めるものとしているところでございます。

7ページをお開きいただきます。4番目のL Pガス設備、器具等に関するKHK自主基準の作成・頒布を行ってまいります。L Pガスに関する自主基準は全体で38基準ございますが、このうち14基準につきましては液化石油ガス法令に基づく通達、例示基準として引

用されております。

このうち、通達に引用されておりますバルク貯槽の告示検査等による基準のほか、1基準については2022年12月のバルク貯槽の検査方法を定めた告示改正に合わせて改正をしております。経過年数20年を超えるバルク貯槽の検査方法に関して技術的検討を行い、安全かつ合理的な検査方法に改正したところでございます。また2022年度は38基準のうちの3基準につきまして、最新の法令、参照基準の反映などによる改正または見直しのための検討を行っているところでございます。

続きまして、スライド8を御覧いただきます。LPガス設備、器具等に関するKHKの自主基準の作成・頒布に係る参考情報といたしまして、LPガスタンクローリーの運行中の保安確保を目的に、LPガスタンクローリー事故防止委員会を通じた活動を紹介いたします。

KHKは、この委員会の事務局といたしまして、LPガスタンクローリー所有者に対し点検項目を定めた点検要領を送付し、自主点検の推進を実施しております。自主点検を実施したLPガスタンクローリーの所有者は積込みを行う基地などで自主点検実施の確認を受けた後に、整備済のステッカーの交付を受ける仕組みでございます。2021年度は4,085台のLPガスタンクローリーがこの点検を実施しております。

このタンクローリーには液石法の規制を受ける充てん設備も含まれておりまして、この委員会の活動は液石法の保安確保の一翼も担っているところでございます。

スライド9を御覧いただきます。ガス漏れ警報器の自主検定の実施による保安確保について紹介をいたします。

KHKは、液化石油ガス用ガス漏れ警報器などの自主検定を実施しております。2022年度は約250万個の検定を予定しております。これは国内に出回るLP用ガス漏れ警報器の全数に相当するものでございます。

また、マイコンメーターに係る自主基準についても見直しをしております。現在メーカーでの製造が中止されている2基準を廃止。それ以外のマイコンメーター5基準につきましては、型式ごとにつくられていた基準を見直して一本化をいたしました。統合整備をしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、KHKの取組を紹介したところでございます。私ども引き続き、今後ともLPの保安に係る取組を確実に実施し、事故防止に努めてまいります所存でございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○大谷委員長     ありがとうございました。

続いて、一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会様より説明をお願いいたします。

○水越オブザーバー     私、L P ガス供給機器工業会事務局・水越と申します。私のほうから本年度の弊会の活動について御説明させていただきます。

まず私ども、ボンベの先からガス機器の手前までの様々なガス機器を製造しているメーカーの集まった団体となっております。ですので、それらの機器の安全性を高めたり、安全な機器の普及を図る。こういったことを主な活動として行っております。

次のスライドをお願いいたします。本年度の活動内容としまして、まず1点目としまして、安全なガス栓の普及促進というものを行っております。こちらは昨年度からの継続となっているのですが、ガス栓の事故の1つといたしまして誤開放事故。誤ってガス機器がつながっていないガス栓を開いてしまったりする事故が多く発生していることから、そういった事故を防げるガス栓。こちらのスライドにございますON・OFFヒューズガス栓ですとか、次のスライドにございますが、そもそも誤操作するつまみのないガスコンセント。こういったガス栓を普及するような活動を行っております。

具体的な活動内容なのですが、我々メーカー団体ということで一般消費者の方と直接の接点を持たないものですから、L P ガス事業者様を対象に講演会をやらせていただいたりですとか、展示用のパネルを作成して、そちらの貸出し、またパンフレットの作成・配布といったことを行っております。

次のスライドをお願いします。また新しいガス栓に交換していただくといっても費用的な問題をはじめ、諸問題があって交換が進まないこともございますので、そういった御家庭向けに二次ツールを用いて事故を防ごうということで写真のようなガス栓カバーというものを開発し、販売をさせていただいております。そちらの出荷割合の統計を取っておりまして、本年、2022年につきましては合計で26万3,000個ぐらいの数を出荷しております。こちらは2008年の出荷開始以降、累計で約410万個が出荷されております。市場でガス栓がガス機器に接続されずにどれぐらい使われているか、実際にどれぐらいの数が未使用のガス栓に装着されているのか、我々把握するのが難しいのですが、近年、若干ではあるのですが誤開放事故が減少傾向にあるのではないかなと捉えておりまして、少しずつ効果が表れているのではないかと認識しております。

次のスライドをお願いいたします。もう一点、我々のほうで力を入れているものとしま

して、雪害事故の防止というものがございます。こちら昨年度の委員会で御説明させていただいているのですが、自然災害を防止できる調整器というものを開発しておりまして、本年度はそちらについて新たにパンフレットを作成して、周知させていただいております。またパンフレットの作成・頒布のほか、ガス栓同様にLPガス事業者様を対象とした講習会を開催いたしたり、展示用パネルの貸出事業というものを行いました。

次のスライドをお願いいたします。こちら普及率について統計を取っております。対象は単段調整器という種類の調整器となりますので、単段調整器に占めるガス放出型の割合について統計を取っております。こちらは年度集計ですので直近が2021年度になってしまっているのですが、2021年度の実績としましてガス放出防止型の割合が23%ということで、前年度と比べて10ポイント近く上昇して普及が進んでいるところでございます。地域的に見ると、東北ですとか北陸という雪が多く降る地域ですとか、あと東海とか四国のように、もともと自然災害対策を進めている地域で普及が進んでいる傾向にあるかと見ております。

私どものほうからの報告、以上となります。ありがとうございました。

○大谷委員長      ありがとうございました。

続いて、ガス警報器工業会様より説明をお願いいたします。

○榎藤オブザーバー      ガス警報器工業会の専務理事の榎藤と申します。

昨年に続き説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。資料1―5に基づきまして、ガス警報器に係る3つのアクションプランについて、今年度実施した取組について御紹介をいたします。

まず、2ページをお願いします。ちょっと文字が小さくて恐縮です。申し訳ありません。一つ一つ触れてまいります。

1つ目のアクションプランとしまして、ガス警報器の設置促進への取組でございます。当工業会ではLPガス販売事業者、全L協、都道府県LPガス協会、一般消費者などの方々に対しまして、ガス警報器の有効性、専門情報の紹介、広報媒体の提供、感謝状の授与などの支援・連携活動を積極的に実施しております。特に福島県郡山市ガス爆発事故を受けまして、3年度はガス警報器とガスメーターとの連動遮断の普及促進を強化いたしました。

※にありますとおり3年度末の全L協様の調査結果によりますと、LPガス警報器の設置率は若干増です。業務用換気警報器設置率と業務用厨房メーター連動率は、それぞれ前

年度比2ポイント強ずつ増加しております。関係者の方々の御尽力にお礼申し上げます。

4年度は、さらに設置促進への取組を強化するためにメーター連動遮断の普及促進を継続するとともに、新たに取組を行いました。具体的な取組をかいつまんで御紹介いたします。

まず、1つ目の■です。県協・七液協などが行う保安講習会などへ積極的に講師派遣をいたしました。3年度が7件だったものを、4年度は46件と6倍強となる説明機会をいただきました。

さらに、※に書かせていただいておりますが一般消費者向けに住宅防火協議会、女性防火クラブ、新たに全国消費相談員協会、広島県地域女性団体連絡協議会の講習会などでも説明機会をいただきました。

2つ目の■に参ります。広報媒体は写真のポスター、パンフレット、冊子などを作成・増刷し、関係機関、保安講習会、展示会などで配布したり、ホームページでの利用促進を図りました。

3つ目の■、リメイク運動でございます。今年度は10周年記念事業といたしまして大きく3つ。1つ目、表彰制度では業務用施設のS B（E B）メーターとガス警報器の連動部門というのを追加いたしました。2つ目は、特別表彰を受賞されました大分県協様、新潟県協様の会長と3機関座談会を実施しまして、業界紙に掲載されているところでございます。3つ目としまして、パンフ、技術史、ノベルティなどを作成いたしまして、関係機関などにも配布させていただきました。

4つ目の■でございます。今回、大幅にホームページを刷新いたしました。この4月から運用を開始する予定にしております。ホームページのトップサイトをこれから御覧いただきたいと思います。

なお、時間が限られておりますので日本語の動画を一通りと、外国語は英語版のさわりの部分を放映させていただきたいと思います。

では、お願いいたします。ホームページなので音声はございません。

（動画上映）

スタートは、当工業会の基本理念でございます。

続きまして、ガスとCOの特性を紹介いたしました。警報器の必要性につなげておりま

す。

さらにガスＣＯ火災につきまして代表的な、実際の警報器の紹介でございます。

最後に再度基本理念を掲示し、当工業会の名称の両脇にパンダ「ほあんほあん」の商標をくっつけて、１サイクルの終了でございます。

次に、英語版の紹介です。時間がなく、さわりだけで恐縮でございますけれども、内容は日本語版と同じでございます。

以上、ありがとうございました。

では、説明に戻らせていただきます。同じ２ページでございますけれども、一番下の■の外国語版の広報媒体の整備でございます。大きく３項目、日英併記による当工業会御案内パンフレットを更新いたしました。２つ目、専門家向けの設置マニュアルの英語版冊子を今年度新たに作成いたしました。さらに、今御覧いただきましたホームページの多言語化。今英語版をちょっと見ていただきましたけれども、ほかに中国語、韓国語でも御紹介するサイトを用意いたしました。

以上、国内外の外国人の方々に向けた英語などによる広報基盤を整備したということでございます。

続きまして、３ページをお願いします。２つ目のアクションプランとしまして、ガス警報器の機能の高度化でございます。ガス警報器の警報につきまして、消費者の方が分かりやすいように音声アラームの採用というものを促しております。業務用厨房向け、外国人労働者向けに外国語音声も用意しております。これは昨年度、ホームページから代表例をお聞きいただきましたので、今回例示をお示しすることは割愛しております。それからガス警報器とメーターとの連動ですけれども、無線による連動接続に取り組んでいただいております。それから電池式警報器の開発促進など、引き続きメーカーの取組支援を継続しているところでございます。

最後に、４ページでございます。３つ目のアクションプランとしまして、スマート保安の推進を行っております。ガスメーターの通信規格でございますＵバス及びＵバスエア（無線）を用いたガス警報器と連動する通信システムの標準仕様への取組でございます。４年度は、これまでにガス警報器のメーカー別のＩＤルールを特定したところでございます。今後、Ｕバス警報器インターフェース仕様書（案）を作成した上で、テレメータリング推進協議会様、日本ガスメーター工業会様とＵバス仕様三者検討会を開催して、標準仕様書の整備というのを目指しております。

改めまして、ガス警報器というのは一般消費者の皆様の最後のとりでとしまして、安全確保の多重化に大いに貢献する安全機器でございます。当工業会としましては、ガス漏えいに爆発や火災の事故防止対策、CO中毒事故防止対策に向けて、引き続きガス警報器に係る3つのアクションプランに積極的に取り組んでまいります。皆様方の御支援、御協力、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○大谷委員長     ありがとうございました。本件は御報告事項となりますけれども、御質問などがございましたらお願いします。ハウリング防止のため、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言をされる場合はTeamsのチャット、コメント機能を御使用いただき、御発言意思の表示をお願いいたします。順番に指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお願いいたします。

それでは、室長から補足があるそうなので、そちらを先にやらさせていただきます。

○岡本室長     ガス安全室の岡本でございますが、ただいま私のほうから御説明した資料に誤記がございますので、訂正とおわびをさせていただきたいと思います。

重大事故の数でございますが、棒グラフの直下に数字が1、2、3、4、5とございますけれども、「1」は「2018年」、「2」は「2019年」、「3」は「2020年」、「4」は「2021年」、「5」は「2022年」が正しい記載でございます。

また、その直下、赤の四角と「系列2」という記載がございますけれども、正しくは「系列2」は「A級事故」、その下、青の四角、「系列1」とございますが、「B級事故」が正しい記載でございますので、おわび申し上げますとともに訂正し、別途ホームページに掲載しております資料は差替えをさせていただきたいと思います。

なお、昨日、委員の皆様にお送りした資料は今申し上げました正しい記載となっておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○大谷委員長     ということで修正が入りましたけれども、それでは、吉川委員のほうから御発言あるようですのでお願いいたします。

○吉川委員     吉川でございます。

まず最初に、経産省様から御説明いただいたスライドの2ページに2020年7月30日のA級事故の御紹介がございます。これは前、液石の委員会でも話題になったと思うのですが、事故の発生原因等についてまだ裁判になっていることもあって、正式に御報告がなされて

いないままになっていると認識しております。ただ、2020年の事故ですので、いまだに何も総括がないというのはまずいと思います。現にこの事故を受けて、先ほども御紹介にあったメーター連動ですか。ガス警報器とメーターとの連動を図る新設備というような対策もなされているやに思いますけれども、まず定期点検でなぜむき出しの配管が見過ごされたのかといった問題もあったように認識していますので、ぜひ一度総括していただきたいということをお願いいたします。それが1点目です。

2点目は、同じ資料のスライド8にあった広報ですが、真ん中のレンジフードの清掃・メンテナンス、「国による広報、注意喚起の例（リーフレット等による広報）」というものです。真ん中のチラシ等は大変具体的で分かりやすい。視覚的に見てぱっと分かるということで、大変いいと思います。

換気についても励行されているのですが、昨今エネルギーコストの高騰で、コロナも収束になってきて、やはり皆さん、そっちのほうを気にされる方が多いと思います。季節がよくなってきたので問題ないと思いますが、夏とか冬になったときに、タイムリーにユーザー目線でエネルギーコストがかからない効果的な換気の方法とか、そういったユーザー目線での広報もぜひお願いしたいと思います。

それから私の資料では11なのですが、「7. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策①」のところで契約終了後の速やかな撤去。これは消費者さんに励行といってもなかなか難しいと思うので、ぜひ販売事業者さんに御協力いただいて撤去を義務づけていただくことを、いち早くやっていただきたいなとお願いしたいと思います。

最後に、これはさっき高圧ガス保安協会様から御紹介いただいた事故に関してなのですが、LPガス運搬の最中の事故車両です。私が勉強不足で申し訳ないですが、高圧ガス保安法令に係る移動基準で安全に運ぶための具体的方法は、例えば横積みにするとか、ロープでしっかり固定するとかいろいろ決められていると思うのですが、これについて罰則規定はないのでしょうか。遵守していただくための方策をもうちょっと強化したほうがいいのかなと感じましたので、質問させていただきます。

以上です。

○大谷委員長      ありがとうございました。これは事務局からお願いします。

○岡本室長      それでは、私どもガス安全室から説明した資料に関する部分について御回答申し上げたいと思います。高圧ガス保安協会の資料に関しましては、高圧ガス保安協会様のほうから御回答いただけるようであればお願いしたいと思っております。

まず、重大事故の報告ということでございます。御指摘は承知いたしました。御指摘の事故に関しましては警察との関係もございしますが、そことも相談し、どういったことがお伝えできるかということを確認の上、御報告できる内容があれば改めて差し上げたいと思います。

そのほか換気の話とか、それから契約が終了したら撤去を速やかにという御指摘がございました。これから取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○大谷委員長      ありがとうございました。高圧ガス保安協会・近藤委員、何か御発言ございますか。

○近藤委員      御質問いただき、ありがとうございます。

私の説明した資料の4ページを改めて開いていただきたいと思います。罰則についてお話しする前に、そもそもどんな事故だったかというのを少しお話ししますと、トラックの荷台の運転手側というのでしょうか。進行方向に向かって容器を前のほうに寄せて固定しているのが一番典型的なケースで、そうであれば若干の振動等あっても余り問題はないのですけれども、容器を輸送するときのバランス上の問題もあって、後ろのほうに載せるケースがございします。後ろのほうに積んでいたものが、ブレーキで何らかの形で留め具が外れる、あるいは切れるといったことで落下いたしまして、運んでいるトラックではない、別の渋滞で前にいた車を運転していた人が亡くなった。こういう痛ましい事故でございします。

なお、ルール違反をしたときには30万円以下の罰金がかかることになっております。ただ、本件はまだ警察が捜査中でありまして、私ども捜査協力をしながらやっておりますが、まだ正確なところを申し上げるわけにはいかないものですから、その罰則の適用等は行っておりません。

ただ、トラックの荷物の積み方についていいますと、例示基準というのがございまして、その基準に基づくものでございしますが、今そのままの形では危ないときがあるのではないかと。もう少し具体的にどういうもので、どう留めていかなければいかんとか、前に留めることを原則としてどうするかといったことで今議論を始めているところでございまして、対応しているところでございます。

いずれにしても、こういった事故が今後起こらないように、これからしっかりとした対応を取ってまいりたいと思っているところでございます。もう少し警察からの情報提

供等もないと全部分からないものですから、そこら辺はもう少し様子を見てから、また議論をさらに進めていきたい。このような事故が二度と起こらないようにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大谷委員長     ありがとうございました。吉川委員、いかがでしょうか。

○吉川委員     ありがとうございました。事故事例の水平展開ではありませんけれども、積載方法について具体的に定めてあげるほうがかえってみんなも守りやすいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○大谷委員長     ありがとうございました。死者が出ていると事故の調査がなかなか進まないところがございまして、現状こんな形になっているということでございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の2です。「2022年度立入検査の実施状況及び2023年度立入検査の重点について」、事務局から説明をお願いいたします。

○岡本室長     資料2、立入検査についてであります。

次のスライドをお願いいたします。2022年度の立入検査の実施状況でございますが、本省におきましては12事業所に対して実施いたしました。また、産業保安監督部においては70から80の事業所に対して立入検査を実施したところでございます。

立入検査の際には、資料の下半分でございますけれども、この重点事項をベースに立入検査を行っております。1番から11番、そして12番、こちらにつきましては次のページで御紹介したいと思います。

それでは、次のページをお願いいたします。まず立入検査の結果でございますけれども、何点か指摘をいたしております。例えば保安業務の実施状況についての指摘としては点検・調査の未実施とか、容器交換時における供給設備点検に関する契約書の不備といったことが見受けられましたので、指摘をさせていただいております。またLPガス販売事業者が備える帳簿についての指摘として、容器引取り伝票の容器管理台帳へのデータ反映漏れなど散見されましたので、指摘をしております。

これらの指摘のほか、販売の方法の基準と呼ばれるものに関することといたしまして、例えば貯蔵施設における充てん容器の転落転倒防止措置が求められるわけですが、これが未実施であったとか、バルク貯槽安全弁の定期交換が未実施であったといったことがありましたので、指摘をしております。

こういったことを踏まえまして、2023年度の立入検査につきましては前のページで御紹介しました1番から11番に加えて、12番といたしまして販売の方法の基準に関する点検を重点事項として追加し、立入検査を実施したいと考えてございます。この立入検査は事業者における保安体制、保安レベルを維持向上していただく上で、また私ども行政側の知見やノウハウを継承していく上でも大変重要な取組と思っております。これからも引き続き取り組んでまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○大谷委員長     ありがとうございました。本件は御報告事項ということになっておりますが、御質問などがございましたらお願いいたします。

それでは、天野委員、何か御発言ございますか。

○天野委員     ありがとうございます。スライドの3枚目につきまして、実際の立入検査の場面で現場ならではの気づきや発見は重要なポイントになると考えられますので、今回新たな内容を次期の重点項目に追加いただいたことは高く評価されると思いますし、今後とも柔軟に重点項目の検討を続けていただきたいと思います。

以上でございます。

○大谷委員長     ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、来年度、2023年度からは立入検査のときに気がついたことを重点事項に加える対応になっているということで、御報告いただきました。ありがとうございました。

続きまして、議題3です。「規制の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○岡本室長     それでは、資料3、規制の見直しについて御説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。3つございます。バルクローリーに関する地方分権提案について、デジタル原則に照らしたものの、それから離島・山間部における緊急時対応ということでございます。3つまとめて御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、次のスライドをお願いいたします。まず1つ目、バルクローリーに関する地方分権提案の対応についてでございます。

次のスライドをお願いいたします。令和3年度、地方分権提案におきましてバルクローリーの許可につきましては、液化石油ガス法上の許可を受けた場合には、高圧ガス保安法上の許可を不要とすることという提案がございました。

右下にバルクローリーの漫画を貼り付けておりますけれども、このバルクローリーが一般消費者の方にL P ガスを供給する場合には液石法の、また事業者の方にL P ガスを供給する場合は高压法の適用となるということが背景にあります。

次に、またリード文の2つ目に戻りますけれども、これを受けまして令和3年の地方からの提案に関する対応方針、令和3年12月21日の閣議決定において次のように記載がされております。

(2) 高压ガス保安法及び液石法についてということでございまして、バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可及び充てん設備の許可に係る事務手続の合理化について、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。そして必要な措置を講じていくということでございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。バルクローリーに関する提案につきまして、このように対応していきたいと考えております。

まず令和4年3月、私どもから都道府県及び政令指定都市に対しまして、バルクローリーに関する高压法及び液石法に基づく事務の実態についてのアンケート調査を委託事業の中で実施をしております。その結果、許可の一本化が必要、手続の合理化が必要という意見がある一方で、許可制度の趣旨や目的が異なる法令の許可を一本化することへの懸念といった御意見もございました。これらを踏まえ、以下のように対応したいと考えております。

まず、事務手続の合理化についてであります。液石法の許可、高压法の許可、また完成検査や保安検査並びに軽微な変更工事の取扱いにつきまして、繰り返しになりますが2つの法律の制度の趣旨や目的が異なりますので一本化は困難ではございますけれども、許可等の過程における手続において共通する部分がございますので、そこは利用し合う、融通し合うことで実際の事務負担の軽減を図りたいと、そのように考えてございます。

具体的に申し上げます。そこに一覧表がございまして、バルクローリーに関する許可に関しましては、先ほど申し上げましたとおり液石法に基づく許可と高压法に基づく許可がございます。液石法に基づく許可では、それぞれ設備に関する技術基準などを使って審査されるわけですが、液石法に基づく許可においても液石法の技術基準を使う場合と、高压法の技術基準を使う場合がございます。表中では赤字と青字で分けております。同じ考え方で高压法に基づく許可においても、許可の際に用いられる技術基準等にお

いて液石法の技術基準を使う場合と、高圧法の技術基準を使う場合が制度化されております。

したがいまして、同様の技術基準の項目を使っている場合には一度、言わば審査を受けたこととなりますので、他法令での許可等を得る場合には、その結果を融通し合えるようにするという考え方でございます。

そして一番下段になりますけれども、許可審査に係る手数料の低減ということで、今申し上げました合理化がなされれば手数料も削減できるのではないかと、そのように考えているわけでございます。

次のスライドをお願いいたします。御参考でございますが、バルクローリーに関する今までの経緯といたしましては、平成9年に液石法、高圧法が改正されました。それ以前は液石法による規制はございませんでしたので、高圧法による許可が必要ということでございました。そして法改正が行われまして、高圧法における許可を不要とするように、液石法の許可を適用除外としたという過去の経緯がございます。その際、技術基準の考え方としましては、液石法は、いわゆる一般消費者の方の近くまで行って充てん行為が行われますので、高圧法と比して設備の技術基準が厳しくなっているような制度が講じられたものでございます。このような背景があるということ、御参考までに御説明差し上げました。

それでは、次のスライドをお願いいたします。次に、デジタル原則に照らした液化石油ガス法関係の対応事項についてということでございます。

次のスライドをお願いいたします。現在デジタル庁を中心に各種の規制ないしは届出等についてデジタル化できないかということ、私どもいろいろと相談させていただいております。その中で、液化石油ガス法に基づく規制についてデジタル化を図りたいと考えております。

具体的な中身でございますけれども、資料の下半分に条文がございます。

右側を御覧いただければと思いますが、これは現行の条文でございます。標識の掲示というものがございます。第七条におきまして、液化石油ガス販売事業者は販売所ごとに公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならないと、このようになってございます。これは具体的に申し上げますと、大体30センチから40センチ程度の看板を販売所に掲げていただくことを求めているものであります。

これを今回デジ庁との調整の結果、改正したいと思っております。具体的には左側の条文を御覧いただければと思いますけれども、下線の部分でございます。経済産業省令で

定める様式の標識について、その事業の規模が著しく小さい場合、その他の経済産業省令で定める場合を除き、いわゆる自動公衆送信において公衆の閲覧に供しなければならない。つまりインターネットですね。ホームページ上でも、この標識を掲示していただくということにさせていただきたいと考えております。

しかし、液化石油ガス販売事業者の方々には多くが中小企業でございますので、そういった中小企業の方々の負担増とならないように一定の閾値を設けまして、それ以下の方につきましてはこの規制がかからない。そういう制度にしたいと考えております。

以上でございます。

それでは、次のスライドに移りたいと思います。3つ目でございます。離島・山間部における緊急時対応についてであります。

次のスライドをお願いいたします。まず背景でございますけれども、現行の法令では、液化石油ガスの販売事業者の方々には保安業務が義務づけられております。その保安業務の1つに液化石油ガスによる災害が発生する、もしくはそのおそれがある場合には一般消費者宅に出動し、措置を講じなければならない。そういったことが保安業務上求められております。この保安業務を行うためには法令上認定を受ける必要がありますけれども、その認定基準の1つとして、原則として30分以内に消費者宅等に到着し、先ほど申し上げた措置を行うことができる体制を確保することが求められております。俗に言う30分ルールの本質はここにあります。現在離島や山間部等におきましては、販売事業者の方や保安機関の方が廃業等することがございまして、今申し上げました30分ルールを遵守しつつ、液化石油ガスをお届けすることが難しい状況になりつつございます。そのようなことを踏まえまして、今後の方向性を検討したものでございます。

(2)保安機関の認定と30分ルールの関係でございますが、今申し上げました認定を取得する際、いろいろな要件を満足する必要があるございますが、保安業務を実施する一般消費者等に対して液化石油ガスを販売する販売所の設置区域により認定を受ける者が異なっております。いわゆる全国規模でLPガスの販売をされる方につきましては経済産業大臣、もしくは1つの都道府県においてビジネスを展開される方につきましては都道府県知事の認定を受ける必要がある。このような立てつけになっているわけでございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。この30分ルールに関しましては過去に私ども経済産業省のほうからQA集を出しておりまして、その中に記載がございます。

Q38とございますけれども、緊急時対応の「原則として30分以内に到着し」の距離の目

安とか、30分以上を要する一般消費者等にはどのように対応すればいいかというQに対して、下半分の下線部分でございます。まず原則30分というのは、おおむね20キロメートル。また30分を超える一般消費者への対応は、1つの方法として集中監視システムによる常時監視ができる体制ということ、このQA集の中でお示しをしております。

しかし、最下部でございますけれども、ケース・バイ・ケースで判断するというところで、詳しいことは関係行政機関と御相談いただきたいというように記載しているところでございます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。経済産業大臣とか都道府県知事が認定を行う者、行政庁ということは冒頭申し上げました。具体的にどういうことがなされているのかということ、私どものほうからアンケートを取らせていただいております。その結果、30分ルール原則に係る裁量として、30分以内に消費者宅等に到着できない場合でも措置が行われるということで認めている例がございました。

1つ目でございますけれども、集中監視システムを導入することで特例として認めている例でございます。言わば先ほど御説明しましたQA集の範囲内かと考えております。

2つ目には、マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器を設置していただき、かつ4年に1回となっております設備点検をおおむね2年に1回行うことをもって、特例として認めている例があるということもございました。

3つ目には、緊急自動車により20キロではなく40キロまで認めている例があるというアンケート結果もございました。

それでは、次のスライドをお願いいたします。今後の方向性でございますけれども、今申し上げましたとおり特例を設けることで対応していることが確認できました。

なお、これらの特例に関する技術的な検証につきましては、それぞれの行政庁において行われております。内規という形で行われている場合もございますので、この場で具体にお示しすることはできませんけれども、私どもガス安全室のほうで確認いたしております。その結果、それぞれ妥当なものではないかと考えております。

他方、この検討の中で、全国一律の特例とするのは避けていただきたいという御意見もございました。こちらは、それぞれの地域で事情があるということでございます。そういったことも踏まえまして、今後地域の事情とか工夫といったものが積極的に検討されることを促進するのがよいのではないかと考えまして、先ほど申し上げました行政庁の特例の周知や展開の方法とか、それから一度そういったものを周知しても、何らかの事情で不適

切なことが起こるかもしれません。そういった意味では継続してフォローアップ、確認をすることも大切かと思っております、その在り方、やり方につきまして、これから関係団体等と相談していきたいと考えております。

周知・展開の一案でございますけれども、先ほど保安認定取得が必要と申し上げました。その認定を取得する際の、言わば1つのマニュアルのような通達があるのですけれども、その中に現地の道路事情等を勘案するというような記載がございます。例えば勘案した一例として全国一律ではないけれども、地域の事情を踏まえて認められた特例を具体的に実例として書き込んでいくことも一案あるかと思っておりますが、繰り返しになりますけれども、具体的方法につきましては皆様とこれから相談していきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○大谷委員長     ありがとうございました。規制の見直しについてということで3項目について、このような方向性でいかがかということでお諮りいただいたものになっております。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問などございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、全国LPガス協会様、お願いいたします。

○村田オブザーバー     ありがとうございます。2点ございまして、まず1点目は、デジタル原則に照らした対応事項のところでございます。ただいま御説明ございましたように実際にはLPガス事業者の規模が著しく小さい場合、その他、経済産業省で定める場合を除くということでLPガス販売事業者の実情に配慮いただきまして、小さいところは必ずしもインターネットによる対応をしなくてもいいというように、御判断いただいていると思います。これから具体的な省令のところではどのように書くのか、どういう形になるのか、そここのところの御相談を、私ども業界もぜひともしていきたいと思っております。

御案内のとおり中小・零細の事業者が多いものですから、デジタルのところについて必ずしも対応できていないという実情にございます。いわゆるデジタルデバイドという層が大変多いのが実態でございます。他方、コロナで非常にデジタルの問題が脚光を浴びましたけれども、いわゆるデジタル庁の登場とともにデジタル対応ということが時代の流れになっていると思います。

したがいまして、デジタル対応せずにすむ状態がずっと永続的に続くとも思われないと考えております。デジタル対応のはざまに落ちてしまっている人たち、私どもの業界だけ

ではないと思いますけれども、その人たちを今後どうやってステージアップさせていくかということにつきましてデジタル庁と経済産業省、あるいはほかの関連省庁も含めまして、そういった方策につきましてもぜひとも御検討いただきまして、将来の絵姿を描いていただくようお願いしたいと思っております。

次は2点目でございますけれども、いわゆる離島・山間部等における緊急時対応の方向性でございます。やはり全国一律の対応というのは望ましくなくて、地域の実情に根差してケース・バイ・ケースの判断とせざるを得ないと考えております。

ここにございますような、実際に認められておりますような実例を追記することが考えられるということですが、1つ懸念いたしますのは、その追記が言わば1つの規制として一人歩きしてしまって、それ以外は駄目だということにならないようにぜひとも、あくまで例示だということで認識をいただければ幸いだと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長     ありがとうございます。事務局のほうから何かコメントはございますか。

○岡本室長     今御発言いただいた内容は、私ども同じことを考えておりますので、引き続き全Lの皆様方とほかの関係者の方々も含め、対応の在り方を御相談していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○大谷委員長     ありがとうございます。方向は変わらないということだと思いますので、それでは、吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員     私のほうからは、議題の1と2のバルクローリーとデジタル原則の件は御説明を受けた内容で特に異議はございません。

3の離島・山間部の対応ということなのですが、確かに規制があるために山間部や離島に暮らす人がLPガスを使えなくなる事態に陥ることは、誰もが望んだことではないというのはよく分かります。そのための救済措置だということも分かっているのですが、やはり室長からも御説明があったように見直し、フォローというのは絶対的に必要だろうと思っています。

というのは、特例はあくまでも救済措置で先ほども御発言がありましたけれども、特例が一人歩きをしないことはすごく大事だと思っています。個別具体の事情に合わせて、その地域の次善の策を選ぶということが大事なのだろうと思っています。特例の実例を書くということは、その特例に関しては経産省がお墨つきを与えることになるわけで、先ほど

の発言は、それに限定されることなかれという視点からの御発言だったように思いますが、逆に私はその2つの事例を挙げれば、その事例に当てはまるからにはどこの地域でも大丈夫なのだろうということを言われないうに、ほかの方策が取れる場合、あるいはまだ規制を守れる余地がある場合にはほかの方策はないだろうかということのできるように、くれぐれも誤解のない、この表記の仕方がとても重要だろうと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○大谷委員長　いかがでしょうか。

○岡本室長　御指摘ありがとうございます。もう今委員のおっしゃったものと私どもの思いは全く同じでございまして、逆に代弁をしていただいたような気がしております。

まさにリード文の中の4つ目のポツ、アンダーラインを引いているところがその思いをにじみ出した記載でございしますが、いずれにせよ、今の点は非常に重要な論点でございしますので、これから具体の在り方については慎重に検討していきたいと思っています。

他方、離島・山間部におけるLPガスというライフラインが円滑に供給されていくことも念頭に置きつつ、対応していきたいと考えております。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございます。守れるところはちゃんと守ってくださいというのが基本ですからね。それでこういう特例もありますよということの御紹介をいただくことだと思いますので、そこら辺、表現が難しいかもしれないですけども、うまく表現していただいてということのお願いになろうかと思っています。

ほか、よろしいでしょうか。——それでは、ないようですので次の議題に移りたいと思います。最後の議題ですけれども、「液化石油ガス法に関する権限移譲について」、事務局から説明をお願いいたします。

○岡本室長　資料4、権限移譲についてでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらは過去の液化石油ガス小委において御報告しておりますけれども、都道府県知事の権限が政令指定都市の長に移譲されます。こちらにつきましては昨年の通常国会で法律が改正されまして、その後、順次政令、省令改正が終わっております。現在通達の改正に向けて作業しておりますけれども、こちら間もなく終了する予定でございまして、本年4月1日から完全施行となってまいります。このようなことが間近に控えておりますので、この場をおかりしまして改めて状況を御報告させて

いただきました。

私からは以上です。

○大谷委員長　　ありがとうございました。液化石油ガス法に関する権限を都道府県知事から政令指定都市の長に移譲するものということで、このような進行状況ですよということの御報告でございました。

この件に関しまして何か御質問とかございますでしょうか。――よろしいでしょうか。状況の御報告ということでございますので、こんなことで進んでいますので皆さんも御承知おきくださいということだと思います。

以上をもちまして、本日予定の議題は全て終了ということになります。

ここのところ一酸化炭素中毒の件についていろいろと議論があったところでございますけれども、先ほど21年、22年というのは一酸化炭素中毒関係の事故が発生していないという御報告がございました。これはある意味コロナの影響かなという気がして聞いておりました。コロナ禍で、コロナ感染防止ということでかなり部屋の換気に注意が払われておりましたので、先ほど業務用の換気警報器の御紹介もございましたけれども、換気が十分取られていればCO中毒はかなり防げるだろうなということかと思います。

逆に言うと、これからだんだんと規制が緩和されてコロナ禍以前の状況に戻ってくることになろうかと思しますので、CO中毒に関して換気警報器の普及とかどうなのだろうという辺りを注視して、フォローしていただけるといいかなというように感じました。

本日の議題は以上ということになるのですが、事務局から何か御報告等ございますでしょうか。

○岡本室長　　それでは、2件ございます。

まず1件目でございますが、今委員長から一酸化炭素中毒に関するお話がございました。1点、それに関しまして補足をさせていただきますと、LPガスに関しましては事故の状況はそのとおりなのですが、都市ガス分野におきましては昨年一酸化炭素中毒事故が発生しております。静岡県の自動車工場の食堂におけるガスの事故ということで、幸い死者の方は発生していないのですが、10名以上の方が一酸化炭素中毒になった事故が発生しております。都市ガスであろうと、液化石油ガスであろうと同じガスを使った燃料媒体でございますので、これからも引き続き一酸化炭素中毒事故の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと思います。

1点目は以上でございます。

それから２点目でございます。本日御出席いただいております天野委員でございますが、今月18日が産業構造審議会委員の任期満了日となっております。そのため、液化石油ガス小委員会への御参加は本日が最後になると思われます。天野委員には長きにわたりＬＰガス保安に対し貴重な御意見いただきましたことを、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。つきましては、天野委員から御挨拶をいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

○天野委員　長くお世話になりまして、ありがとうございました。

本委員会と並行して、後半は都市ガスのほうも参加させていただいてまいりましたが、ＬＰガスは個別配布が中心になるので、特に昨今の気候変動による災害発生時には、配布しやすさ等の利点を改めて認識させられる場面が多かった一方で、安全管理においては個別の管理とで多様な事故発生の抑止と対応が求められます。この委員会においても徹底した安全確保の迅速なシステムと技術開発に対応した丁寧な点検と方策が重ねられてきたと感じております。委員の皆様それぞれ多角的な観点から検討されていることを実感しながら、微力で大変恐縮ながら務めさせていただくことができました。関係の皆様に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

○岡本室長　本当に多岐にわたり御示唆いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○大谷委員長　本日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の小委員会を終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——

お問合せ先

産業保安グループ　ガス安全室

電話：03-3501-4032